平成２７年（フ）第９６号
北海道苫小牧市桜木町４丁目５番11号　丹羽アパート201号
債務者　田中　拓也
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第５２号
福島県いわき市錦町江栗３丁目６番地　Ｃ棟
債務者　小野　葉子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１０５号
長野県上田市上田3208番地１　メゾン21大星207号
債務者　藤本　良江
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１１０号
長野県千曲市大字若宮1305番地191　県営住宅黒彦団地３―76号
債務者　岡田　真弓（旧姓三井）
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１３３９号
愛知県弥富市鯏浦町上六123番地　大嶽弥富マンション308
債務者　山村吉輝こと　朴　　吉輝
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５３１号
愛知県東海市名和町高ノ宮前３番地の１　ネオハイツ名和304号
債務者　佐々田尚紀
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２１号
滋賀県蒲生郡日野町大字安部居628番地（株）大和産業57企画日野寮513号、前住所滋賀県東近江市ひばり丘町３番15号　コーポＪＳ201号室
債務者　大和田和利
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１４２号
滋賀県東近江市市子川原町749番地レオパレス蒲生112号室
債務者　中村　信二
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第７６８号
兵庫県三田市つつじが丘南１丁目７番地19
債務者　湯田　典子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８２号
兵庫県尼崎市開明町１丁目59番地
債務者　ＡＢＣ理容こと　東　　辰郎
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４８３号
兵庫県尼崎市開明町１丁目59番地
債務者　東　　幸美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５４号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目７番１号サンコート塚口　302号、前住所兵庫県尼崎市食満２丁目６番１号ミサトハイツⅡ　302号
債務者　碇　　操佳
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６６５号
広島市西区横川町２丁目10番32―503号
債務者　森島　伸二
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２号
福岡県飯塚市上三緒394番地１　コーポ静和Ａ棟202号
債務者　居石　裕佳
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第８３号
福岡県飯塚市伊岐須150番地14
債務者　野田　達也
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第５５号
福岡県田川市大字川宮387番地１
債務者　米村ちみ子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２１４号
長崎県長崎市滑石３丁目１番８―504号
債務者　北村刀羊子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　長崎地方裁判所民事部破産係